

平成二十八年総務省・財務省令第五号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則
律第百四十四号) 第二章及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百二十七号)第一章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 この省令において、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」又は「外国法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する外国居住者等、居住者、非居住者、内国法人又は外

(関連するプロジェクトの範囲)
第二条 外国居住者等の所長に対する

第三条 (事業から生ずる所得に対する「所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出等) 税制条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に

関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下「租税条約等実施特例省令」という。）

第四条第一項 第九項 第十二項 第十三項及び第十六項 第六条第一項 第二項及び第五項並びに第九条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第七条第一項の規定の適用がある同項に規定

する事業から生ずる所得について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約

等実施特例省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へる。二つある。

するものとする。

に対する相互主義による所得税等の非課

税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」）第二条第三項

等所持する免険法」といふ（第二条第三号に規定する外国居住者等をいう）。

以下同じ。)

その者が恒久的施設（租税条約に規定する外国居住者等所得相互免除法第七条第
三項のうち国内にあるものをハ

う。以下この項において同じ。) 若しくは、(性別自らの「言語P」における「名詞」)

は固定的施設（租税条約に規定する固定施設）の国内二つあることである。以

的施設のうち、国内にあるものをいう。以下この条において同じ。)を有しないこと以

と若しくはその者が有する恒久的施設若

しくは固定的施設に帰せられないこと又は一定の金額を超過しないことを条件として

は一定の金額を超過しないことを要件とする租税の免除を定める租税条約

効力発生の日と 適用開始日と	当該租税条約の效力発生の日 適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）
-------------------	--

租税条約の規定に基づき免除		外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用			
第九条第一項第一号	当該租税条約の効力発生の日 氏名、国籍	管理され、かつ、支配されている 支払を受ける者に係る外国	適用開始日 当該外国		
第九条第一項第二号	当該相手国等	当該相手国等	当該相手国等		
第九条第一項第三号	当該租税条約の規定に基づき当該所得税の免除	当該外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用	当該外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用		
2 租税条約等実施条例省令第九条の十の規定は、法第七条第三項の規定を適用する場合について	基づき軽減又は免除」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第三項の規定の適用」と、「第四条第十二項、第十三項前段及び第十五項(同項の規定にあつては、同条第十二項の規定により届出書を提出すべき場合を除く。)」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六条第一項において準用する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理されている場所の所在地(法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を有する者にあつては、名称、本店若しくは主たる事務所の所在地、その事業が管理されている場所の所在地及び法人番号)	当該租税条約の規定に基づき軽減又は免除」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理されている場所の所在地(法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を有する者にあつては、名称、本店若しくは主たる事務所の所在地、その事業が管理されている場所の所在地及び法人番号)	当該相手国居住者等に係る相手國等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	当該相手国居住者等に係る相手國等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	
(外国居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続)	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号
第四条 法第十一条第一項の国税府長官の確認は、同項の外国居住者等から国税庁長官への次に掲げる事項を記載した書面による申出を受けて行われるものとする。	第一項第三号イから二まで	第一項第三号イから二まで	第一項第三号イから二まで	第一項第三号イから二まで	第一項第三号イから二まで
一 当該申出をする者の氏名及び住所若しくは居所(個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号)又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理されている場所の所在地(法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を有する者にあつては、名称、本店若しくは主たる事務所の所在地、その事業が管理されている場所の所在地及び法人番号)	当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除
二 当該確認を受けようとする事情の詳細	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号
三 その他参考となるべき事項	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号
(外国関連者との取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続)	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号
第五条 前条の規定は、法第十四条第一項の国税府長官の確認について準用する。この場合において、前条中「の外国居住者等」とあるのは「の居住者又は内国法人」と、同条第一号中「管理されている」とあるのは「管理され、かつ、支配されている」と読み替えるものとする。	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号
(配当等に対する所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出等)	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号
第六条 租税条約等実施条例省令第二条第一項(第五号も及びへを除く。)から第六項まで及び第十項(第三号を除く。)から第十九項までの規定は、法第十五条第一項又は第二項の規定の適用がある外国居住者等対象配当等(対象配当等(同条第一項に規定する対象配当等をいう。次項及び第三項において同じ。)のうち、外国居住者等に係る外国(法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。)においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。)について準用する。この場合において、租税条約等実施条例省令第二条第一項(第五号も及びへを除く。)から第三項まで、第五項及び第十項中「相手国居住者等配当等」とあるのは「外国居住者等対象配当等」と、同項(第三号を除く。)並びに同条第十三項(第一号を除く。)から第十五項まで、第十七項(第二号を除く。)及び第十八項中「相手国居住者等上場株式等	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号

第五項		第三項		第一項	
第五項	第三項	第一項	第一項	第一項	第一項
第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項

「配当等」とあるのは「外国居住者等上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

体上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除される当國等の権限		同項	
租税条約の相手国等の権限		第三国団体がある当國の権限	
つき租税の免除を定める当國等の権限	該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得を当該第三国団体に相当するものの所得とした場合にその所得に対しても該所得税に相当する税が課せられたとしたならば当該外国において同条第八項の規定により当該対象利子に対して同項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定の適用がないものとされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができると同様に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める	非居住者又は外国法人に係る國以外の外国の租税に関する権限のある機関
第八項第十号及び第六号	第八項第一号	第七項	第一項
第九項	第九項	第五項	第五項
特定上場株式等配当等	特定上場株式等配当等	相手国等の権限ある当國	第三国団体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる
前条第八項	前条第八項	相手国等の権限ある当國	第三国団体が当該第三国団体に相当するものの所得とした場合にその所得に対しても該所得税に相当する税が課せられたとしたならば当該外国において同条第八項の規定により当該対象利子に対して同項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定の適用がないものとされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができると同様に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める
平成二十六年一月一日	平成二十六年一月一日	構成員条約届出書	非居住者又は外国法人に係る國以外の外国の租税に関する権限のある機関
適用開始日	適用開始日	構成員条約届出書	非居住者又は外国法人に係る國以外の外国
特定上場株式等対象配当等	特定上場株式等対象配当等	(同項)の(租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定の適用を準用する次条第一項)	(同項)の(租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定の適用を準用する次条第一項)
相手国団体上場株式等配当等	相手国団体上場株式等配当等	対象配当等の	相手国団体対象配当等
特定上場株式等配当等	特定上場株式等配当等	相手国等の権限ある当國	相手国等の権限ある当國

第九項までの規定中「特定配当等」とあるのは「特定対象配当等」と、同項（第四号を除く。）並びに同条第十二項から第十五項まで、第十七項及び第十八項中「特定上場株式等配当等」とあるのは「特定上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項 まで	第二条から前条 まで	第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項（同条第十項 の規定により読 み替えて適用さ れる場合を含む 。）	第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項	第二条第一項 から第十九項ま で
第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項（同条第十項 の規定により読 み替えて適用さ れる場合を含む 。）	第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項（同条第十項 の規定により読 み替えて適用さ れる場合を含む 。）	第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項
第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項（同条第十項 の規定により読 み替えて適用さ れる場合を含む 。）	第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項（同条第十項 の規定により読 み替えて適用さ れる場合を含む 。）	第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項
第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項（同条第十項 の規定により読 み替えて適用さ れる場合を含む 。）	第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項（同条第十項 の規定により読 み替えて適用さ れる場合を含む 。）	第一項 から第十一項ま る。	第二項 まで	第三項、第五項、 第七項又は第九 項

得税等の非課税等に関する法律」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項		相手国居住者等である個人		国内での滞在が年間又は継続する十二月の期間中百八十三日又はそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約ほか、当該効力発生の日		第八項 第一項（第二号に係る部分に限る。以下同じ。）		
第三項第	第三項第	第一号	二号	三号	二号	三号	四号	
第五項	第六項	相手国居住者等である個人	当該相手国居住者等が固定的な施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的な施設に帰せられないこと、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないこと又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約	当該相手国居住者等が固定的な施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的な施設に帰せられないこと、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないこと又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約	当該相手国居住者等が固定的な施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的な施設に帰せられないこと、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないこと又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約	当該相手国居住者等が固定的な施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的な施設に帰せられないこと、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないこと又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約	当該相手国居住者等が固定的な施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的な施設に帰せられないこと、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないこと又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約	当該相手国居住者等が固定的な施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的な施設に帰せられないこと、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないこと又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約
第五項	第六項	同法	当該租税条約の効力発生の日	当該租税条約の効力発生の日	当該租税条約の効力発生の日	当該租税条約の効力発生の日	当該租税条約の効力発生の日	
第六項	第七項	書の記載事項等	（報酬の支払を受けた外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告書の記載事項等）	（報酬の支払を受けた外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告書の記載事項等）	（報酬の支払を受けた外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告書の記載事項等）	（報酬の支払を受けた外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告書の記載事項等）	（報酬の支払を受けた外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告書の記載事項等）	
第七項	第八項	同法	当該租税条約の効力発生の日	当該租税条約の効力発生の日	当該租税条約の効力発生の日	当該租税条約の効力発生の日	当該租税条約の効力発生の日	
第八項	第九項	同法	適用開始日	適用開始日	適用開始日	適用開始日	適用開始日	
第九項	第十項	同法	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項	
第十項	第十一項	同法	所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第七十条（第二号を除く。）の規定は、法第二十二条第一項第四号に規定する総務省令、財務省令で定める事項について準用する。この場合において、所得税法施行規則第七十条第一号中「法第七十三条第一項」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）と、同条第三号中「法第七十三条第二項」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七十二条第二項」と読み替えるものとする。	所得税法施行規則第七十二条第一項の規定は、令第二十条の規定により読み替えられた所得税法施行規則第七十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）と、同条第二項中「法第七十二条第一項（退職所得の選択課税による還付）」とあるのは、「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項」と、「令」とあるのは、「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と読み替えるものとする。	所得税法施行規則第七十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）と、同条第二項中「法第七十二条第一項（退職所得の選択課税による還付）」とあるのは、「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項」と、「令」とあるのは、「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と読み替えるものとする。	所得税法施行規則第七十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）と、同条第二項中「法第七十二条第一項（退職所得の選択課税による還付）」とあるのは、「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項」と、「令」とあるのは、「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と読み替えるものとする。	所得税法施行規則第七十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）と、同条第二項中「法第七十二条第一項（退職所得の選択課税による還付）」とあるのは、「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項」と、「令」とあるのは、「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と読み替えるものとする。	

(給与に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出

租税条約等実施特例省令第五条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第二十三条第三

第一号	<p>第二項、第四項、第五項、第七項から第十一項まで（第八項第四号を除く。）、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六条第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項（第六号ホを除く。）、第二項、第四項、第五項、第七項から第十一項まで（第八項第四号を除く。）、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項（第六号ホを除く。）、第二項、第四項、第五項、第七項から第十二項まで（第九項第四号を除く。）、第十五項、第十六項若しくは第十九項、第六条第六項において準用する租税条約等実施特例省令第九条第一項、第六条第七項において準用する租税条約等実施特例省令第三条第一項から第三項まで若しくは第五項、第七条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、第七条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第六条第七項において準用する租税条約等実施特例省令第四条第一項、第三項、第五項、第九項若しくは第十六項、第十一条において準用する租税条約等実施特例省令第五条第一項、第二項若しくは第五项又は前条において準用する租税条約等実施特例省令第八条第一項（第十号を除く。）、第五项若しくは第十項の規定の適用がある場合について準用する。</p> <p>（住民税の非課税の規定の適用を受ける者の届出）</p> <p>第十四条 租税条約等実施特例省令第十一条の規定は、法第二十八条第一項の規定の適用がある同項各号に定める給付について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十一条中「租税条約が住民税」とあるのは「住民税」と、「」についても適用がある場合には、「住民税の」とあるのは「」の」と、「（当該租税条約」とあるのは「（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等の所得相互免除法」という。）」と「当該租税条約」とあるのは「、外国居住者等の所得相互免除法及び地方税法」と、「免除される」とあるのは「課されない」と、「第七条又は第八条」とあるのは「（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第十三条において準用する第八条第一項」と、「住民税の免除」とあるのは「（住民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる外国居住者等の所得相互免除法第二十八条第一項の規定の適用」と、「当該所得が第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、それぞれ第七条第一項各号、第八条第一項第一号から第七号まで又は同条第二項各号」とあるのは「（同令第十三条において準用する第八条第一項第一号から第七号まで」と、「同条第一項」とあるのは「（同令第十三条において準用する同項」と、「事業、職業若しくは技術の修習者又は交付金等の受領者」と、「（同項第八号、第九号又は第十号）とあるのは「（同令第十三条において準用する同項第八号又は第九号）と読み替えるものとする。（居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続）</p> <p>第十五条 第四条の規定は、法第三十条第一項の国税庁長官の確認について準用する。この場合において、第四条中「の外国居住者等」とあるのは「（居住者又は内国法人」と、同条第一号中「管理されている」とあるのは「（管理され、かつ、支配されている」と読み替えるものとする。（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納稅の猶予の特例に係る納稅の猶予の申請書類）</p> <p>第十六条 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二条の十の一の規定は、令第三十条第三項において準用する租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二条の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>（第一法第六十六条の四の二第一項の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等の所得相互免除法」という。）第三十六条第一項の外国における課税上の取扱いに関する申立てを行つた</p>
-----	---

				規定する相互協議をいう。)との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内國法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外國に所在するものに限る。)との間の同項第一号に規定する内部取引に係るものとする。
2	地方税法施行規則第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の九の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第二政令	第二政令	第二政令第三十二条の二第一項の申立てに係る法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条第三項において準用する
3	地方税法施行規則第五条の二の三第二項の規定は、令第三十二条第十項において準用する地方税法施行規則第三十二条の二第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第五条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第二政令	第二政令	第二法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条第三項において準用する
4	法第三十九条第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第二政令	第二政令	第二法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条第三項において準用する
5	法第三十九条第一項に規定する課税上の取扱いに係る申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号	第二政令	第二政令	第二法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条第三項において準用する

2	法第三十九条第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第二政令	第二政令	第二法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条第三項において準用する
3	法第三十九条第一項に規定する課税上の取扱いに係る申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号	第二政令	第二政令	第二法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条第三項において準用する
4	法第三十九条第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第二政令	第二政令	第二法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条第三項において準用する
5	法第三十九条第一項に規定する課税上の取扱いに係る申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号	第二政令	第二政令	第二法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に規定する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第三十二条第十項において準用する政令第三十二条第三項において準用する

- 二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てについて令第三十二条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

三 その他参考となるべき事項

法第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において法第三十二条第一項の国税庁長官の確認が行われた日

三 前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額（法第三十九条第三項に規定する法人税額をいう。）の事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度

四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る地方法人税額

五 その他参考となるべき事項

法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われた日

三 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得（法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第三号において同じ。）

四 その他参考となるべき事項

法第三十九条第七項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てについて令第三十二条第八項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

三 その他参考となるべき事項

法第三十九条第八項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において法第三十二条第一項の国税庁長官の確認が行われた日

三 前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額の課税標準とされた所得（法第三十九条第八項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度

四 その他参考となるべき事項

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徵収猶予の申請書類等）

第二十条 地方税法施行規則第十一条の二の三第二項の規定は、令第三十三条第四項において準用する地方税法施行令第四十八条の九の十九第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十一条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（二政令第四十八条の九の十九外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号。以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十三条第四項において準用する政令第四十八条の九の十九第三項に

三 改正法附則第二十九条第一項の規定の適用を受けた法人 当該法人の名称及び同項に規定する前日

新法人税法第六十四条の九第二項に規定する他の内国法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における改正令第一条の規定による改正後の法人税法施行令第百三十一条の十二第三項に規定する財務省令で定める事項は、新法人税法施行規則第二十七条の十六の八第三項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある場合（改正法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある場合を含む）。これらの承認の取消しの日

二 旧法人税法第四条の五第二項（第五号に係る部分に限るものとし、その発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。）の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある場合（改正法附則第十六条第二項（第五号に係る部分に限るものとし、その発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。）の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある場合を含む。）これらの承認の取消しの日並びにこれらの承認の取消しの直前において当該他の内国法人の連結親法人であったものの名称及び納稅地によりされた旧法人税法第四条の五第三項の承認を含む。）これららの承認の取消しの日並びにこれらの承認を受けた日

四 改正法附則第二十九条第二項の規定の適用を受けた場合 同項に規定する前日

（外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置）

第六条 内国法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に連結事業年度に該当す

るものがある場合における新法人税法施行規則第二十九条の四第一項の規定について、は正する法律（令和二年法律第八号。第四号から第六号までにおいて「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び次号において「旧法人税法」という。）

第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。次号、第五号及び第七号において同じ。）と、「同条第一項」とあるのは、「法第六十九条第一項」とあるのは、「若しくは第十七項」と、「同項」の規定」とあるのは、「又は旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定」と、同項第三号中「第一百四十七条第四項」とあるのは、「第一百四十七条第四項（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。第五号及び第七号において「令和二年改正令」という。）附則第三十八条第二項（外国法人税が減額された場合の特例に関する経過措置）の規定によりみなし適用する場合を含む。）」と、「又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等」とあるのは、「若しくは適格分割等（法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。第五号及び第七号において「令和二年改正令」という。）附則第三十八条第二項（外

号及び第七号において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の九十一第一項（連結法人の

外国関係会社に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定」と、「同法」とあるのは、「租税特別措置法」と、「特例」とあるのは、「特例」又は旧租税特別措置法第六十八条の九十一第二項第一号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）と、「規定に」とあるのは、「又は令和二年改正令附則第五十五条第十五回（内国法人の

外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定に」と、同項第六号中「特例」とあるのは、「特例」（令和二年改正法附則第二百二十七条第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外國関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）と、「同項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の九の三第一項」と、同項第七号中「開始した事業年度」とあるのは、「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「規定の」とあるのは、「又は旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外國関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定」と、「同法」とあるのは、「租税特別措置法」と、「特例」とあるのは、「特例」又は旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外國関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定」と、「同法」とあるのは、「租税特別措置法第二号中「前条第一項各号」とあるのは、「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第六条（外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置）の規定により読み替えられた前条第一項各号」とする。

第七条 内国法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第三十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前条第一項各号」とあるのは、「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第六条（外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置）の規定により読み替えられた前条第一項各号」とする。

二 改正法附則第三十二条第五項の規定により読み替えて適用される新法人税法第六十九条第二十四項に規定する当該各連結事業年度の連結控除限度額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外國法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 新法人税法第六十九条第二項に規定する繰越控除限度額又は同条第三項に規定する繰越控除限度額に係る各連結事業年度のうち最も古い連結事業年度以後の各連結事業年度（次号において「繰越控除限度額等に係る各連結事業年度」という。）の旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度額と別属額

二 繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において納付することとなつた旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において同条第八項の規定の適用があつた場合には、旧法人税法施行令第二百五十五条第一項に規定する控除の金額）

（税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等に関する経過措置）

第八条 内国法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第三十条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項（第二十九条の四第一項各号）とあるのは、「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第六条（外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置）の規定により読み替えられた第二十九条の四第一項各号」と、「前条第一項第二号」とあるのは、「同令附則第七条第一項（繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等に関する経過措置）の規定により読み替えられた前条第一項第二号」と、同項第五号中「係る事業年度」とあるのは、「係る事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第三号において「旧法人税法」という。）第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する

連結事業年度をいう。以下この号において同じ。)一と、「以後の各事業年度」とあるのは「又は」又は「連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「の控除限度額又は連結控除限度額」である。外國税額の控除に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。第三項第二号において同じ。)二と、「記載した」とあるのは「又は個別控除対象外國法人税の額をいう。(第三項第三号において同じ。)三と、「同条第十七項」とあるのは「法第六十九条第十七項」と、同条第三項第二号中「の控除限度額」とあるのは「の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」と、同項第三号中「金額」とあるのは「金額」又は個別控除対象外國法人税の額(当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第八項の規定の適用があつた場合には、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)第一条の規定による改正前の法人税法施行令第五十五条の三十五第一項(連結事業年度において外国法人税が減額された場合の特例)に規定する控除後の金額)」とする。

(青色申告に関する経過措置)

第九条 旧法人税法第二十二条第一項の規定による申請後最初に提出しようとする青色申告書に係る事業年度終了日の日が同条第二項第六号から第八号までに掲げる事業年度に該当する場合におけるその申請に係る申請書の記載事項については、なお従前の例による。

2 改正法附則第三十六条第二項の規定の適用がある場合における同項に規定する申請書に係る新法人税法第二十二条第一項に規定する財務省令で定める事項は、新法人税法施行規則第五十二条各号に掲げる事項のほか、改正法附則第二十九条第二項の届出書を提出した日とする。

(法人税の申告に係る書式に関する経過措置)

第十条 新法人税法施行規則別表の書式(新法人税法施行規則別表十九から別表十九の三までの書式を除く。)は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 新法人税法施行規則別表十九から別表十九の三までの書式は、法人の施行日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税及び連結法人の施行日以後に納税義務が成立する連絡中間申告書(旧法人税法第二条第三十一号の二)に規定する連絡中間申告書をいう。以下この項において同じ。)に係る法人税について適用し、法人の施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税及び連結法人の施行日前に納税義務が成立した連絡中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

(地方法人税の申告に係る書式に関する経過措置)

第十二条 新地方法人税法施行規則別表一から別表二付表三までの書式は、施行日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、施行日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

2 新地方法人税法施行規則別表三の書式は、施行日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用し、施行日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う法人税法の特例に関する経過措置)

第十三条 次の各号に掲げる新租税特別措置法施行規則の規定の適用については、当該各号に定める法人が連結子法人(旧租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人をいう。第三項において同じ。)である場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新租税特別措置法施行規則の規定の納税地とみなす。

一 第二十条第三項第二号 同号の分割承継法人等の同号の相手先

二 第二十条第八項第二号 同号の現物分配法人

三 第二十条第九項第二号 同号の現物分配法人

五 四	第二十条第二十九項第二号 同号の分割承継法人等
六 五	第二十条第三十四項第二号 同号の相手先
七 六	第二十条第三十五項第二号 同号の現物分配法人
八 七	第二十二条の十二第二項第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人
九 八	第二十二条の十三第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人
十 九	第二十二条の二第九項第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人
十一 十	第二十二条の十四第二項第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人
十二 十一	第二十二条の二第五項第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人
十三 十二	第二十二条の二第九項第二号 同号の分割承継法人等
十四 十三	第二十二条の二第十項第二号 同号の分割承継法人等
十五 十四	第二十二条の二第十三項第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人
十六 十五	第二十二条の七第五項第一号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
十七 十六	第二十二条の七第六項第一号 同号の分割承継法人等
十八 十七	第二十二条の七第七項第一号 同号の分割承継法人等
十九 十八	第二十二条の八第二項第一号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
二十 十九	第二十二条の九第三項第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
二十一 二十	第二十二条の十三第五項第二号 同号の分割承継法人等
二十二 二十一	第二十二条の十七第一項第二号 同号の分割承継法人等
二十三 二十二	第二十二条の十七第三項第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
二十四 二十三	第二十二条の十七第四項第二号 同号の分割承継法人等
二十五 二十四	第二十二条の十七第七項第一号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
二十六 二十五	第二十二条の七第五項第一号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
二十七 二十六	第二十二条の七第六項第一号 同号の分割承継法人等
二十八 二十七	第二十二条の七第七項第一号 同号の分割承継法人等
二十九 二十八	第二十二条の八第二項第一号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
三十 二十九	第二十二条の九第三項第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
三十一 三十	第二十二条の十三第五項第二号 同号の分割承継法人等
三十二 三十一	第二十二条的二第十三項第二号 同号の分割承継法人等
三十三 三十二	第二十二条的二第十四項第二号 同号の分割承継法人等
三十四 三十三	第二十二条的二第十五項第二号 同号の分割承継法人等
三十五 三十四	第二十二条的二第十六項第二号 同号の分割承継法人等
三十六 三十五	第二十二条的二第十七項第二号 同号の分割承継法人等
三十七 三十六	第二十二条的二第十八項第二号 同号の分割承継法人等
三十八 三十七	第二十二条的二第十九項第二号 同号の分割承継法人等
三十九 三十八	第二十二条的二第二十項第二号 同号の分割承継法人等
四十 三十九	第二十二条的二第二十一項第二号 同号の分割承継法人等
四十一 四十	第二十二条的二第二十二項第二号 同号の分割承継法人等
四十二 四十一	第二十二条的二第二十三項第二号 同号の分割承継法人等
四十三 四十二	第二十二条的二第二十四項第二号 同号の分割承継法人等
四十四 四十三	第二十二条的二第二十五項第二号 同号の分割承継法人等
四十五 四十四	第二十二条的二第二十六項第二号 同号の分割承継法人等
四十六 四十五	第二十二条的二第二十七項第二号 同号の分割承継法人等
四十七 四十六	第二十二条的二第二十八項第二号 同号の分割承継法人等
四十八 四十七	第二十二条的二第二十九項第二号 同号の分割承継法人等
四十九 四十八	第二十二条的二第三十項第二号 同号の分割承継法人等
五十 四十九	第二十二条的二第三十一項第二号 同号の分割承継法人等
五十一 五十	第二十二条的二第三十二項第二号 同号の分割承継法人等
五十二 五十一	第二十二条的二第三十三項第二号 同号の分割承継法人等
五十三 五十二	第二十二条的二第三十四項第二号 同号の分割承継法人等
五十四 五十三	第二十二条的二第三十五項第二号 同号の分割承継法人等

4 新租税特別措置法施行規則第二十条の七の規定の適用については、同条第一項の計画の認定

(以下この項において「計画の認定」という。)を受けた日以後に終了する連結事業年度に係る旧

租税特別措置法施行規則第二十二条の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定

する書類の写しは新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第一項の書類の写しとみなし、改正法

第十六条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第四十二

条の十二第二項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度前の各

連結事業年度における当該法人に係る旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結

親法人は新租税特別措置法施行規則第二十条の七第四項に規定する適用法人等とみなし、同条第

八項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設設備計画について計画の認定を受けた日以後に

終了する連結事業年度に係る旧租税特別措置法施行規則第二十二条の二十九第三項及び第六項又

は同条第四項及び第六項に規定する書類の写しは新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第八項

の書類の写しとみなす。

5 新租税特別措置法施行規則第二十二条の十四第一項の規定の適用については、同項第三号の特

別の修繕には、旧租税特別措置法第六十八条の五十八第一項に規定する特別の修繕を含むものと

する。

6 新租税特別措置法施行規則第二十二条の七の規定の適用については、旧租税特別措置法第六十

八条の七十九第五項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新

租税特別措置法施行規則第二十二条の七第十一項第一号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置

法施行令第三十九条の百六第四項の規定により計算した面積は改正令第三条の規定による改正後

の租税特別措置法施行令第三十九条の七第十項の規定により計算した面積とみなし、旧租税特別

措置法第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定

の適用を受けた同号の土地等は新租税特別措置法第六十五条の七第一項及び第九項並びに第六十

五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた同号の土地等とみなし、旧租税特別措置法第六

十八条の七十九第五項第二号の適格分割等により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合

は新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第十一項第二号に掲げる場合とみなし、旧租税特別

措置法第六十八条の七十九第六項の規定により提出した同項に規定する書類は同号に規定する書

類とみなし、同条第五項第二号の適格分割等により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継い

だ場合は新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第十一項第三号に掲げる場合とみなし、旧租

税特別措置法第六十八条の七十九第六項の規定(同条第五項第二号に定める期中特別勘定の金額

のみを引き継いだ場合にあっては、同条第四項の規定)により提出したこれらの規定に規定する

書類は新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第十一項第三号に規定する書類とみなす。

7 新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第十一項の規定の適用については、同項第一号の買

換資産には、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとす

る。

8 新租税特別措置法施行規則第二十二条の十一第二十二項の規定の適用については、同項に規定

する租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人には、新租税特別措置法施行規

則第二十二条の十一第二十二項に規定する外国関係会社に係る旧租税特別措置法第六十八条の九

十第一項各号に掲げる連結法人を含むものとする。

(租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う消費税法等の特例に関する経過措置)

第十三条 施行日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業

年度をいう。以下この条において同じ。)(旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人

の同項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)終了の日の

属する消費税法(昭和六十三年法律第八号)第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項

又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)については、旧租税特別措置

法施行規則第三十六条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正に伴

う経過措置)

第十四条 次の各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の適用については、当該各号に定める法

人が連結子法人(旧震災特例法第二条第三項第三十五号に規定する連結子法人をいう。)である

場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の納稅地とみなす。

一 第六条の七第三項第二号 同号の分割承継法人

二 第七条第二項第二号 同号の分割承継法人等

三 第七条第三項第二号 同号の分割承継法人等

四 第七条第四項第二号 同号の分割承継法人等

5 場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の納稅地とみなす。

6 新震災特例法施行規則第七条の規定の適用については、旧震災特例法第二十八条第五項第一号

の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条

第六项第一号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第三項の規定により計算し

た面積は改正令第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時

特例に関する法律施行令第十九条第三項の規定により計算した面積とみなし、旧震灾特例法第二

十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた同号の土地等

は改正法第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

例に関する法律第十九条第一項及び第八項並びに第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受け

た同号の土地等とみなし、旧震灾特例法第二十八条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資に

より同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震灾特例法施行規則第七条第六项第二号

に掲げる場合とみなし、旧震灾特例法第二十八条第六項の規定により提出した同項に規定する書

類は同号に規定する書類とみなし、同条第五项第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に

定める期中特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震灾特例法施行規則第七条第六项第三号に掲げ

る場合とみなし、旧震灾特例法第二十八条第六項の規定(同条第五项第二号に定める期中特別勘

定の金額のみを引き継いだ場合にあっては、同条第四項の規定)により提出したこれらの規定に

規定する書類は新震灾特例法施行規則第七条第六项第三号に規定する書類とみなす。

7 新震灾特例法施行規則第七条第六项の規定の適用については、同項第一号の買換資産には、旧

震灾特例法第二十七条第一項に規定する買換資産を含むものとする。

(配当等とみなす金額に関する支払調書等の書式に関する経過措置)

第十五条 第五条の規定による改正後の所得税法施行規則別表第五(七)に定める書式の適用につ

いては、次に定めるところによる。

一 改正令第五条の規定による改正後の所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号。以下この

条において「新所得税法施行令」という。)第六十二条第二項第一号の合併に係る同条第六項

第五号に規定する被合併法人の当該合併の日の前日の属する事業年度が連結事業年度(旧法人

税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)である

場合には、該当事業年度終了時の連結個別資本金等の額(旧法人税法第二条第十七号の二に

規定する連結個別資本金等の額をいう。以下この条において同じ。)を新所得税法施行令第六

十二条第二項第一号の資本金等の額とみなす。

二 新所得税法施行令第六十二条第二項第一号の株式分配に係る同条第六项第九号に規定する

分割法人、同条第二項第三号の株式分配に係る同条第六项第九号に規定する現物分配法人若し

くは同条第二項第四号に規定する払戻し等に係る当該払戻し等を行った法人(以下この号にお

いて「払戻法人」という。)の当該分割型分割、株式分配若しくは払戻し等の日の属する事業

年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該分割法人、現物分配法人又は払戻

法人の連結個別資本金等の額及び改正令第五条の規定による改正前の所得税法施行令(以下この

号において「旧所得税法施行令」という。)第六十二条第二項第二号イに規定する連結個別

利益積立金額を当該分割法人、現物分配法人又は払戻法人の資本金等の額(新法人税法第二条

第十六条に規定する資本金等の額をいう。次号において同じ。)及び新所得税法施行令第六

一条第二項第二号イに規定する利益積立金額と、当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日

以前六月以内に旧所得税法施行令第六十二条第二項第二号イに規定する連結中間申告書を提出

し、かつ、その提出の日から当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日までの間に法人税法

第二条第三十一号に規定する確定申告書又は旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定

申告書を提出していなかつた場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一条の二十
第一項に規定する期間を新所得税法施行令第六十二条第二項第二号イに規定する前事業年度
と、それぞれみなす。

三 新所得税法施行令第六十二条第二項第六号に規定する自己株式の取得等に係る当該自己株式
の取得等をした法人の当該自己株式の取得等の日の属する事業年度が連結事業年度である場合
には、当該自己株式の取得等の直前の連結個別資本金等の額を当該直前の資本金等の額とみな
す。

(消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 施行日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業
年度をいう。以下この条において同じ。)(旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人
の同項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。次項において
同じ。)終了の日の属する課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項
又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。次項において同じ。)
については、改正法附則第四十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正
法第七条の規定による改正前の消費税法第四十五条の二の規定に基づく第六条の規定による改正
前の消費税法施行規則(次項において「旧消費税法施行規則」という。)第二十三条の二第一項
及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に開始した連結事業年度終了の日の属する課税期間については、第二十条の規定によ
る改正前の消費税法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定により読み替えて適用され
る旧消費税法施行規則第二十三条の三の規定は、なおその効力を有する。

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第七条の規定による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第三条第三項の規
定の適用については、同項に規定する取得価額には、同項の被合併法人等がした償却の額で当該
被合併法人等の各連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をい
う。)の連結所得(旧法人税法第一条第十八号の四に規定する連結所得をいう。)の金額の計算上
損金の額に算入された金額を含まないものとする。

(国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部改正に伴う経過
措置)

第十八条 第十一条の規定による改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進
等に関する省令(以下この条において「新国税情報通信技術活用省令」という。)第五条第六項
及び第六条第二項の規定は、施行日以後に行う新国税情報通信技術活用省令第五条第一項の規定
による申請等について適用する。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第十二条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規
則第三条及び第五条の規定は、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含
む。以下この条において同じ。)の施行日以後に開始する事業年度(旧事業年度を除く。)に係る
法人税の申告について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度(旧事業年度を含む。)に係
る法人税の申告及び連結法人(旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)
の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。)
が施行日前に開始した連結事業年度(改正法附則第一百四十二条の規定による改正前の租税特別措
置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第六号に規定す
る連結事業年度をいう。)に係る法人税の申告については、なお從前の例による。

(貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令の一部改正)

第二十条 貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令(平成二十九年財務省令第
三十一号)の一部を次のように改正する。

第一項を削る。

附 則 (令和二年九月三十日総務省令第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年三月三一日総務省・財務省令第一号)
(施行期日)
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

2 (所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出書等の提出等の特例に関する経過措置)
改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規
則第十三条の二の規定は、令和三年四月一日以後に行う同条において準用する租税条約等の実施
に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和四十四
年大蔵省・自治省令第一号)第十四条の二第九項第二号に規定する電磁的方法による同条第一項
に規定する届出書等記載事項の提供について適用する。
附 則 (令和三年九月一七日財務省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。